

特定非営利活動法人サンカクシャ 情報公開規程

第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人サンカクシャ（以下、単に「当法人」という。）が、自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきとの情報公開制度の趣旨に鑑みて、情報公開に関し必要な事項について定めるものとする。

第2条（法人の責務）

当法人は、この規程の解釈および運用に当たっては、情報公開の趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

第3条（利用者の責務）

第7条に規定する情報公開の対象書類を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

第4条（公告）

- 1 当法人は、法令および定款の規定に従い、貸借対照表について公告を行うものとする。
- 2 前項の公告については、定款第52条の方法によるものとする。

第5条（公開書類）

公開書類は以下のとおりとする。ただし、個人情報が含まれるものについては公開対象から除外する。

- (1) 事業報告書、活動計算書、貸借対照表等
- (2) 役員名簿
- (3) 定款等
- (4) 事業計画、収支予算、財産目録
- (5) 理事会、社員総会の議事録
- (6) 認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- (7) 認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- (8) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規定
- (9) 前事業年度の収益の明細等
- (10) (9)のほか、特定非営利活動促進法施行規則第32条第2項で定める書類
- (11) 助成金の支給の実績を記載した書類

- (12) 海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く）を行うときの金額並びにその予定日を記載した書類

第6条（情報公開の方法）

当法人は、前条の書類のうち、(1)ないし(3)については当法人のホームページにて公開する方法により、(4)ないし(12)については主たる事務所に備え置く方法による。

第7条（書類の事務所備え置き）

当法人は、事務所備え置きを行った書類について、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

第8条（閲覧日時）

- 1 前条の閲覧希望者は、希望日時の7日前までに主たる事務所へ連絡することとする。
- 2 当法人は正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧希望日を指定することができる。

第9条（インターネットによる情報公開）

- 1 当法人は、第4条及び第6条の規定による情報公開のほか、広く一般の人々に対しホームページにおける情報公開を行うものとする。
- 2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は代表理事が定める。

第10条（管理）

当法人の情報公開に関する事務は、事務局長が管理する。

第11条（その他）

この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は理事会の決議を経てこれを定める。

第12条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2024年12月12日から施行する（2024年12月12日理事会決議）。